

那覇広域都市計画の変更の案に係る 公聴会の開催について(お知らせ)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催します。

平成30年 6月26日
西原町長 上間 明

1. 日時

平成30年 7月17日(火) 午後7時開始
意見陳述の申し出がない場合は、公聴会を開催しない。

2. 場所

西原町 町民交流センター 保健センター (中ホール)
(西原町字与那城140番地の1)

3. 都市計画の変更の原案の概要

- 那覇広域都市計画用途地域(嘉手苺地区)
- 那覇広域都市計画地区計画(嘉手苺地区)
- 那覇広域都市計画準防火地域(嘉手苺地区)

4. 意見陳述の申し出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、平成30年 7月10日(火)午後5時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した公述申出書を町長に提出すること。

5. 公述人の要件

公述人となることができる者は、那覇広域都市計画区域内に住所を有する者とする。

6. 原案の縦覧期間及び時間

- 期間 平成30年 6月26日(火)～平成30年 7月10日(火)
- 時間 午前9時～午後5時【土・日は除く】

7. 原案の縦覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

- 西原町建設部都市整備課 担当 外間、宮平
TEL(098)945-4496

那覇市、宜野湾市、浦添市、南風原町、与那原町、中城村都市計画担当課でも縦覧